令 和 7 年 度 第 7回 議 事 録

笠岡市農業委員会

7. 10. 7

第7回笠岡市農業委員会議事録

- 1 招集日時 令和7年10月7日 午前 9時30分
- 2 開会日時 令和7年10月7日 午前 9時30分
- 3 閉会日時 令和7年10月7日 午前10時00分

4 出席, 欠席, 遅参または中途退場した委員の議席番号及び氏名

議席		出欠等	議席		出欠等
	氏 名			氏 名	
番号		の別	番号		の別
1	鹿嶋耕三	欠 席	8	櫛 田 繁 造	出
2	仁井名 雅 子	出	9	佐 内 繁 文	出
3	天 野 平之進	欠 席	1 0	片 岡 芳 和	出
4	北 村 昌 三	出	1 1	仁 科 智 之	出
5	梶 田 宏 一	出	1 2	守 屋 映 男	出
6	西江務	出	1 3	和田晃佳	出
7	大 平 貴 之	出			

5 会議に出席した者

職名	氏 名	職名	氏 名
推進委員	馬上百生	推進委員	西江敬一
推進委員	奥 野 きたこ	推進委員	藤田潔
推進委員	藤原美代子	推進委員	枝 木 俊 彦
推進委員	畦 﨑 友 梨	推進委員	守 屋 芳 明
推進委員	林 和 美	事務局長	前原成紀
推進委員	大 本 憲 治	主 事	山部俊貴
推進委員	有 本 正 義	主 事	小川航平
推進委員	岡田晴次	主事補	升 谷 公 祐
推進委員	西 山 雅 子		

	氏	名	氏	名
傍聴人				

6 提出議案

議案番号	議題
議案第24号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第25号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第26号	農用地利用集積等促進計画(案)の作成について
報告第18号	解約証書の受理について
報告第19号	農作業等受委託契約書の受理について
報告第20号	農用地利用集積等促進計画の認可・公告について
その他	

- 7 会議に付した議案の経過 別紙のとおり
- 8 会議録署名委員の氏名

笠岡市農業委員会長

2番委員

4番委員

事 数 巴	ナンナトスプザンナナ
事務局	おはようございます。 ただ今から、令和7年度第7回の農業委員会を開催させていただきます。 それでは、開会にあたりまして、会長から、一言ご挨拶をお願いいたしま
	す。
会長	(会長あいさつ)
事務局	ありがとうございました。
	それではただ今から,第7回の農業委員会を開催いたします。
	議事に入ります前に、本日の議事録署名人を2番仁井名委員さん、4番北村
	委員さん,よろしくお願いします。
	それでは議案の審議へ移りたいと思います。
	会長,よろしくお願いいたします。
会長	それでは、議案第24号「農地法第3条第1項の規程による許可申請につい
	て」ナンバー44 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー44 号でございます。○○から○○に参ります3条の所有権移転
	(売買)でございます。
	本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるもので
	す。
	譲受人は長年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には
	妻と従事予定であり、野菜を栽培予定とのことです。申請地は〇畝ほどであ
	り、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと
	考えられます。
	これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件 はすべて満たしていると思われます。
	以上でございます。よろしくお願いいたします。
	MICCO A / O A D O NADMAN N / C O A / O
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	挙手多数ということで決定させていただきます。
	続きまして、ナンバー45 号を上程いたします。事務局の説明をお願いしま
	す。

事務局	ナンバー45 号でございます。○○から○○に参ります3条の所有権移転 (売買)でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるもので す。 譲受人は農地を取得することが初めてのため、営農計画書が提出されており ますが、農機具は多数所有しております。農業には息子と従事予定であり、
	野菜を栽培予定とのことです。申請地はます。○畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、農地を取得するのが初めてだとしても、耕作管理は可能だと考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー46号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー46号でございます。○○から○○に参ります3条の所有権移転 (贈与)でございます。 本案件は、農地の管理ができなくなった譲渡人から農地を譲り受けるものです。 譲受人は数年の農業経験があり、農機具は多数所有しております。農業には 妻と従事予定であり、野菜を栽培予定とのことです。申請地は○畝ほどであり、農機具、労働力が十分に確保されていることから、耕作管理は可能だと 考えられます。 これらのことから、農地法第3条第2項各号に定められております許可要件 はすべて満たしていると思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。

	がとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 注員挙手)
挙手	多数ということで決定させていただきます。
	まして、議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につ
	[] 関連がありますので、ナンバー19号, 20号を上程いたします。事務
	の説明をお願いします。
)AJ 🗸	
事務局 ナン	·バー19号, 20号でございます。○○から○○へ参ります, 5条の所有
権移	B転(贈与)でございます。ナンバー20 号については、持分の 1 / 2 の
7,0)贈与でございます。申請地は○○地区の畑○筆、農地区分は第2種農
地,	転用目的は露天駐車場及び進入路でございます。
	と人は、申請地を駐車場として利用したいとのことです。申請地周辺の隣
	は保安林と申請地しかないため、申請地以外での着工は困難とのことで
	進入路については譲渡人が所有農地へ進入する際にも利用するため共有
	にするとのことです。
	にするとのことです。 情に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る
	では、る展地に代えて周辺の他の土地を展することにより当該中間に係る その目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可
	であると思われます。 その影響につきましては、中華地などのしかは、中華地も際特別の展開が
	目の影響につきましては、申請地からの土砂は、申請地と隣接地の境界部
	ニブロックを積むため、流出はないと思われます。雨水はブロック擁壁の
	に排水路と溜枡を設け、既存水路へ接続し、生活雑排水は発生しないた
	排水については問題ないと思われます。また、建築物はないため、周囲
	と地への日照, 通風に影響はないと思われます。
以上	:でございます。 よろしくお願いいたします。
A == 1	
会長 関係	(委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員 事務	気局の説明のとおり問題ありません。
会長あり	がとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全	2員挙手)
挙手	多数ということで決定させていただきます。
続き	まして,ナンバー21 号を上程いたします。事務局の説明をお願いしま
す。	

事務局	ナンバー21号でございます。○○から○○へ参ります,5条の所有権移転(売買)でございます。申請地は○○地区の畑○筆,農地区分は第2種農地,転用目的は資材置場でございます。 譲受人は,自身が所有する敷地を資材置場として利用しておりましたが,手狭となってきたため申請地を資材置場として利用したいとのことです。事務所付近であること,小型トラックが出入りしやすいよう大きい道路に面していること,住宅地からはなれていて作業がしやすいことの3つの条件を満たす土地を検討しており,申請地以外にはこれらの条件を満たす土地がなかったとのことです。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため,許可妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては,申請地からの土砂は,申請地と隣接地の境界部分にブロック擁壁があるため,流出はないと思われます。雨水は既存水路へ接続し,生活雑排水は発生しないため,排水については問題ないと思われます。また,建築物はないため,周囲の農地への日照,通風に影響はないと思われます。また,建築物はないため,周囲の農地への日照,通風に影響はないと思われます。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー22号を上程いたします。事務局の説明をお願いしま す。

ナンバー22号でございます。○○から○○へ参ります、5条の使用貸借権 事務局 設定(永年間)でございます。申請地は○○地区の畑○筆、農地区分は第2 種農地, 転用目的は住宅用地でございます。 借受人は、申請地を自己住宅として転用したいとのことです。 借受人は、貸渡人から申請地を借り受け、住宅を建築したいとのことです。 将来的に身内の介護を考えているため、身内の住宅付近への転居を考えてい たとのことです。身内の所有地をすべて検討しましたが、申請地と同様な第 2種農地しかなかったとのことです。 申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る 事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可 妥当であると思われます。 周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、建築物を法面から約3.6 m離隔させるため、流出はないと思われます。雨水は既存水路へ接続し、生 活雑排水は合併浄化槽に接続し、直接既存の水路に流入しないようにするた め、排水については問題ないと思われます。また、予定建築物の高さは6.4 mほどであり、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。 会長 関係委員さんの調査報告をお願いします。 ○番委員 事務局の説明のとおり問題ありません。 ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 会長 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、ナンバー23号を上程いたします。事務局の説明をお願いしま す。 事務局 ナンバー23 号でございます。○○から○○へ参ります、5条の使用貸借権 設定(永年間)でございます。申請地は○○地区の田○筆、農地区分は第2 種農地、転用目的は住宅用地でございます。 借受人は、申請地を自己住宅として転用したいとのことです。 借受人は、貸渡人から申請地と隣接する宅地を借り受け、住宅を建築したい とのことです。隣接する宅地だけでは敷地面積が不足していたため、申請地 と一体で建築するとのことです。貸渡人の所有地を全て検討しましたが、住 宅が建築可能な土地が申請地に隣接する宅地しかなかったとのことです。 申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る 事業の目的を達成することが出来ると認められないと判断できるため、許可 妥当であると思われます。

	周囲の影響につきましては、申請地からの土砂は、盛り土の高さが30cmほどであるため、流出はないと思われます。雨水は自然浸透にて既存水路へ排水し、生活雑排水は浄化槽に接続し、直接既存の水路に流入しないようにするため、排水については問題ないと思われます。また、予定建築物の高さは6mほどであり、周囲の農地への日照、通風に影響はないと思われます。以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	事務局の説明のとおり問題ありません。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして,ナンバー24号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー24号でございます。○○から○○へ参ります,5条の所有権移転 (売買)でございます。本案件につきましては、申請者から、他法令の関係 で工事内容を変更したいという申出があったため、審議は保留とさせていた だきます。 よろしくお願いいたします。
会長	続きまして,ナンバー25 号を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	ナンバー25号でございます。○○から○○へ参ります,5条の所有権移転 (売買)でございます。 本案件つきましても、申請者から、他法令の関係で工事内容を変更したいと いう申出があったため、審議は保留とさせていただきます。 よろしくお願いいたします。
会長	続きまして、議案第26号「農用地利用集積等促進計画(案)の作成について」を上程いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局	本計画案は、令和7年11月25日の公告予定で取りまとめております。地域計画内農地については、3~5年の設定対象筆数が3筆、設定対象面積が21,072㎡、設定対象人数が2人となっております。これらの案件は、すべて農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項各号に定められております要件を満たしているものと考えます。以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	関係委員さんの調査報告をお願いします。
○番委員	○○地区、○○地区については問題ありません。よろしくお願いします。
会長	ありがとうございました。決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 挙手多数ということで決定させていただきます。 続きまして、報告第 18 号「解約証書の受理について」、報告第 19 号「農作 業等受委託契約書の受理について」、報告第 20 号「農用地利用集積等促進 計画の認可・公告について」ですが、関係委員の皆さまには、今後の農地の 活用について、ご指導のほどよろしくお願いいたします。 以上で議案としては終わりました。その他の案件で、事務局から何かござい ますか。
事務局	(1) 次回農業委員会 11月4日(火)午前9時30分から 第1会議室 (2) その他 ・次回申請書締切日10月17日(金),議案発送日10月24日(金) ・視察研修先の希望について ・農地パトロールについて それでは、以上で本日の農業委員会は閉会いたします。皆さまどうもあり がとうございました。